

心温まるお話し

大混乱の仙台を抜けて 201
1年4月23日の朝に着いたのは、宮城県三陸町の赤い鉄骨、防災庁舎跡の前です。そこは2階に



お焼香の際に
手荷物を置く台

てしまふことで係の方がお渡しする為にその方を追いかけていくことによって一時的にお焼香が中断するなど結果的に他の会葬者にもご迷惑をお掛けすることになるからです。受付や焼香の列（導線）は会葬の方々がより円滑に受付やお焼香をして頂くことを考えるべく極力一方通行になるのが良いの

SOMA 2000

3

卷之三

新編江戸の心聲の近體物語



それともう一点…『少しでも早くお焼香したい』との思いからか、次にお焼香する方がお焼香中の方との間隔を空げずに前へ前へと詰める方がいらっしゃいます。すると当然お焼香を終えた方が帰りの導線へ向かう道がふさがれてしまつて、そこから抜けられない状態になる為、かえつて時間が掛かることが多くみられます。人がスムーズに出入りできるくらいの間隔を空けておく余裕が皆さんが円滑にお焼香頂くことにつながります。

An illustration depicting a scene at a funeral. In the foreground, a woman with short brown hair, wearing a dark grey or black blazer over a white collared shirt, stands with her hands clasped in front of her. She has a small black briefcase at her feet. Behind her, two other individuals are visible: a man in a dark suit and tie, and another person whose back is turned to the viewer. The background shows a group of people in dark attire, some with their hands raised in a gesture of respect or farewelling. The overall atmosphere is somber and respectful.

税務 相続税の申告は

A portrait photograph of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is looking directly at the camera with a slight smile.

相続税を申告する際には、「小規模宅地の評価減」や「配偶者が相続した場合の税額軽減措置」によって相続税の負担が少なくなるようになっていますが、仮申告を行う場合には、これら特例措置は使えません。これらの特例措置は、遺産を相続した人が配偶者や一定の相続

故人が亡くなつてから十ヶ月以内に行います。相続税を申告する際には、遺産分割を行い、その結果に基づいて申告書を作成するわけですが、十ヶ月の間に話し合いがまとまらないこともあるでしょう。この場合でも、十ヶ月以内に仮の申告を行い、仮の納税を行わなければなりません。仮の申告は、相続人が法定相続割合で遺産を相続したものとして相続税を計算し、納付を行います。

10ヶ月以内

行います。仮申告では法定相続割合で相続人が財産を取得したものとして申告しましたが、その申告を実際の遺産分割協議の内容にそつて訂正し、同時に、「小規模宅地の評価減」や「配偶者の特例措置」を使つて相続税を計算し直します。訂正の結果、払いすぎた相続税がある場合には返付され、不足の場合には追加納付します。

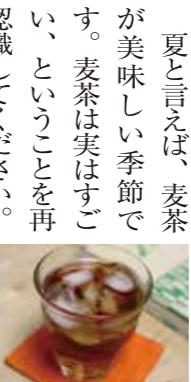
は宮城県三陸町の赤い鉄骨 陥
災序舎跡の前です。そこの2階に
結婚式を半年後に控えた遠藤未希
さんと、その上司だった三浦毅さ
んと二人で頑張つて、「もっと高
いところへ、もっと遠くへ逃げて
ください」と放送を続けて、多く
の町民が救われました。遠藤未希
さんも三浦毅さんも、そのためには
逃げ遅れて津波で亡くなられまし
た。その現場に行つたら、白い花
が手向けてあって、僕はびっくり
したんです。当時は瓦礫だらけ
で、花なんかどこにもない。



上がっている中で僕の顔を見て、「あなた、青山さんでしょ。あそこを見てくださいよ」と近くの小高い山を指さされた。その上だけ、奇跡のように花が残っているのです。そこに手分けして這うよう登っている。だからその方の胸とズボンが黒くなっています。「遠藤未希さんと三浦毅さんのお蔭で命が救われたからですね」と僕が余計なことを言つたら、「青山さん、それもありますよ。ですがこの瓦礫見てください。自分たちが苦労して築いてきたものが全部叩き壊された。これからどうやって生きたらいいのか」未希と毅が教えてくれているのは、それだよ。日本人はいざとなつたら、自分のことよりも人のこと、皆のために命までかけるんだよ。そのことを残つた人生で忘れないようにと思つて、皆で話し合つて花を手向けてるんだ」と話してくれました。東北の方々は、苦労して築かれてきた全てのものを失つてしまつたけれど、私たち日

加筆
ブ
ライ
フ

(記事／杉田伊紗武)



青山綠野

本人の一番大切なところを忘れて
も何も失つてもいません。そのこ
とを信じて生きる力を蓄え、一緒
に考えていくための問題提起とな

遺留分について

最近は、遺言書を作成する方が増えています。それに伴い、増加した紛争に、遺留分に関する紛争があります。遺留分制度とは、亡くなられた方（被相続人）が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度です。遺留分を有する相続人は、配偶者、子、直系尊属（父母、祖父母）です。兄弟姉妹には遺留分はありません。そして、遺留分の割合は、直系尊属（父母、祖父母）のみが相続人の場合は、相続財産の（三分の）1、その他の場合は2分の1と定められています。

例えば、相続人が妻と子二人のときは、「相続人が相続財産を全て妻に相続させる」という遺言を遺していた場合、子2人の各自の遺留分は、法定相続分4分の1の2分の1である「8分の1」となります。この場合、

An illustration showing three characters. On the left, a woman holds a sign that says '遺留分あり' (Inheritance Right). In the center, another woman holds a sign that says '遺留分あり' (Inheritance Right). On the right, a man holds a sign that says '遺留分あり' (Inheritance Right). The woman in the center has a worried expression and is holding a document labeled '遺言書' (Will) with a red mark through it. The man on the right also has a worried expression.

を知った時から一年以内に行使しなければなりません。従いまして、後に遺留分の争いが起らぬないようにするため、遺言をする際は、相続人の遺留分に配慮することが望ましいといえます。もつとも、遺留分の権利行使をするか否かは、遺留分権利者の自由ですので、遺留分を侵害している内容の遺言も有効なもので。

また、遺留分の放棄は、相続開始前に家庭裁判所に申立てをして、裁判所の許可を得ることによりすることができます。

以上、今回、遺留分についてご説明致しました。